

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
B級指導員昇級講習会実施要領

本要領は公益社団法人日本ダンススポーツ連盟公認指導員規則（以下単に「指導員規則」という）に基づき、現在取得しているJDSF公認指導員（以下単に「公認指導員」という）から上位級の公認指導員へ昇級するために行う「講習会」に適用する。

1. 名称

既に公認指導員の資格を取得している者が上位級の指導員資格を取得するために受講する講習会を「JDSF公認指導員昇級講習会」（以下単に「昇級講習会」という）と称する。

2. 「昇級講習会」の主催および主管箇所

「昇級講習会」の主催はJDSFとする。主管は各ブロックとする。主管については、ブロック内にて調整し、実質的な実施個所を県単位とすることができる。

3. 実施対象と実施方法

- (1) 「B級普及指導員」「B級競技力向上指導員」への昇級試験受験希望者を対象とする。
- (2) B級普及・B級競技力向上指導員昇級講習会を一括開催する。なお、昇級講習会は受験希望者が15名以上いる場合に開催することができる。
- (3) 昇級講習会受講者については当年の研修会を免除する。

4. 昇級試験免除申請

技術認定ハイグレードコース修了者については実技試験を免除とするので、所定の様式にて申請する。

5. 費用分担

昇級講習会運営にかかる費用については主管箇所が立て替える。本部が全て負担し所定の様式にて実費精算する。

6. 昇級講習会実施日数

1回の昇級講習会は2日間連続とする。但し、講習会会場確保の関係上での分散開催はこの限りでない。

7. 申し込み方法

昇級講習会の受講を希望する者は、主管団体発行の「公認指導員B級昇級講習会受講申込書」に記入の上、所属の県連盟に申し込む。

8. 受講料

受講料を10,000円とする。

9. 昇級講習会実施項目

- (1) 机上講習
- (2) 実技講習

10. 講師

- (1) 机上講義講師
「普及本部が指定したJDSF公認指導員講師養成講座受講者」、または「指導部が承認する特別講師」とする。
- (2) 実技講義講師
「普及本部が指定したJDSF公認指導員講師養成講座受講者」とする。

11. 講習会テキスト

昇級講習会テキストはJDSFダンススポーツ教程とする。
(教程を購入していない受講者は教程を購入する)

12. 手続き関係

- (1) 講習会開催予定申請
 - ・ 各ブロックはJDSF所定の様式を使用し、毎年10月末までに次年度の講習会開催予定をJDSFに申請しなければならない。
- (2) 昇級講習会開催申請
 - ・ 所定の様式にてJDSFに申請を行う。
- (3) 昇級講習会開催日の設定
 - ・ JDSFは講習会の開催日を設定し事前に周知しなければならない。
- (4) 講習会の報告
 - ・ 所定の様式を使用し、終了後10日以内に電子データにてJDSFに報告を行う。
 - ・ 運営費用については領収証を添付の上、郵送にて報告を行う。

2008年1月1日制定

2009年1月1日改定

以 上

平成 年 月 日

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
指導部長 殿

申請者氏名 印

公認指導員B級昇級試験実技免除について

B級指導員昇級試験にあたり、以下の事由により下記の通り実技試験の免除申請をいたします。

記

1. 氏 名
2. 会 員 番 号
3. 所 属 団 体
4. 申 請 事 由 技術認定ハイグレードコース (WTRC) 修了

※認定証の写しを添付のこと

以 上

上記の者は当団体においてB級指導員昇級講習会の受講を完了したことを証します。

受講完了年月日 年 月 日

都道府県連盟代表者氏名 印

上記の申請について承認いたします。

平成 年 月 日

指導部長 印